

別表（第2条関係）

補助事業名	ディーゼル車へのD P F 導入助成事業
補助事業の目的	自動車からの粒子状物質（PM）の排出のほとんどを占めるディーゼル車対策が急務となっており、都市部における大気環境を早急に改善する必要があることから、使用過程車へのD P F の装着及び低PM車の導入促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>(1) D P F 県内に使用の本拠を置く大型ディーゼル車を保有する民間事業者。 （自動車検査証に記載されている所有者又は使用者をいう。） ただし、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第13条の規定により、粒子状物質等対策地域内において粒子状物質等排出基準が適用されるまで3年以上残存しているディーゼル車へ装着する場合に限る。 なお、国（国土交通省）の低公害車普及促進対策費補助金交付要綱第4条第2項に規定する補助対象事業及び補助対象事業者の要件を満たす者を対象とする。</p> <p>(2) 低PM車 県内に使用の本拠を置く事業用トラック又は事業用バスを導入する民間運送事業者及び当該事業者到低PM車をリースする事業者。 ただし、国（国土交通省）の当該補助事業の対象となる者同一の者とする。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>(1) D P F ディーゼル微粒子除去装置の価格（装着費用を含む。）</p> <p>(2) 低PM車 車両本体価格</p>
補助率	1 / 4
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、低PM車の導入にあつては、当該補助事業の対象となる経費と通常車両価格との差額に1 / 4を乗じて得た額以内とする。 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>(1) 実施計画書(別紙様式 1)</p> <p>(2) 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式 2 - 1 から 2 - 3 までのいずれか)</p> <p>(3) 見積書(低 P M 車の場合にあっては、通常車両との差額が明記されているもの)</p> <p>(4) 自動車検査証の写し(D P F の場合に限る。)</p> <p>(5) 国の負担を証する書類(補助金交付申請までに知事に提出が困難な場合は、確約書)(低 P M 車の場合に限る。)</p> <p>その他別途指示する書類</p> <p>(指定期日)別に定める日</p>
第 7 条第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) _____</p> <p>(軽微な事業内容の変更) _____</p>
第 8 条第 1 項	<p>(添付書類)</p> <p>第 3 条の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日)別に定める日</p>
第 9 条第 1 項	<p>(報告事項) _____</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>(1) 実績報告書(別紙様式 3)</p> <p>(2) 補助対象事業の概要(別紙様式 4 - 1 から 4 - 3 までのいずれか)</p> <p>(3) 契約書又は発注書の写し</p> <p>(4) 請求書及び領収書の写し等支払が確認できる書類</p> <p>(5) 自動車検査証の写し(低 P M 車の場合に限る。)</p> <p>その他別途指示する書類</p> <p>(指定期日)事業終了後 2 0 日以内又は平成 1 6 年 4 月 1 0 日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条第 1 項	<p>(処分制限期間)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。</p>